

令和3年度 第8回

魚沼市農業委員会総会議事録

令和3年11月

魚沼市農業委員会

令和3年度第8回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席 18名 定員 19名
欠席 1名 欠員 0名

(委員)

出	欠	席番	氏名	備考
	○	1	佐藤新一	
○		2	浅井典裕	
○		3	森山武郎	
○		4	金井藤郎	
○		5	小岩孝徳	
○		6	小西正春	
○		7	星美喜雄	
○		8	中澤正規	
○		9	井上昭	
○		10	今井涉	
○		11	蕪澤芳子	
○		12	大家市衛	
○		13	吉田富美男	
○		14	櫻井信夫	議事参与の制限
○		15	姉崎幸男	
○		16	井口恒一郎	
○		17	浅井守雄	
○		18	桑原正文	
○		19	上村喜久雄	

(事務局)

出	欠	氏名	備考
○		松井正人	
○		星野郁子	
○		山之内勉	
○		桑原剛史	

令和3年度

第8回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

令和3年11月25日

日程	議案番号	付議事件
1		開会宣言 15時00分 報告事項 会務報告 部会報告
2		議事録署名委員の指名について 17番 浅井 守雄 委員 18番 桑原 正文 委員
3	報告第1号 報告第2号	農地法第18条第6項の規定による届出について 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
4	議案第1号 議案第2号 議案第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について 農地法の適用を受けない事実確認の決定について 農用地利用集積計画の決定について
5		その他 閉会宣言 15時30分

令和3年度 第8回魚沼市農業委員会総会議事録

令和3年度第8回魚沼市農業委員会総会は、令和3年11月25日魚沼市役所本庁舎3階議会会議室、301会議室に招集された。

1. 出席委員は、別紙1のとおりである。
2. 本総会に付議された事件は、別紙2のとおりである。

事務局（松井事務局長）

総会に先立ちまして本日の出席者数をご報告いたします。欠席の届け出のあった方、議席番号1番佐藤新一委員の1名です。出席者数18名で魚沼市農業委員会会議規則第7条の規定による定数に達しておりますので、ただいまから令和3年度第8回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。

初めに上村会長から挨拶をいただきます。

（時刻は15時00分）

上村会長
（挨拶）

会 務 報 告

議 長（上村会長）

日程第1報告事項会務報告を議題とします。

事務局（松井事務局長）

主要会務報告、主要会務予定について説明

議 長（上村会長）

続きまして、部会報告をお願いいたします。

第1地区部会会長（森山武郎委員）

第1部会として、特に報告事項はありません。

第2地区部会会長（櫻井信夫委員）

第2部会も特にありません。

第3地区部会会長（中澤正規委員）

総会終了後、部会を開催する予定です。以上です。

第4地区部会会長（小西正春委員）

第4部会も報告事項はございません。

広報部会会長（星美喜雄委員）

総会終了後、次回の委員会だよりの打ち合わせを行いますので、広報部会員は出席をお願いします。以上です。

議長（上村会長）

それでは、報告事項につきましてそれぞれ報告をいただきました。内容等々ご質問ある方はご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、次に進めさせていただきます。

議事録署名委員の指名について

議長（上村会長）

日程第2議事録署名委員の指名について、会議規則第14条に掲げてあります。議長に一任いただけますでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、指名させていただきます。議席番号17番浅井守雄委員及び議席番号18番桑原正文委員の両名を指名いたします。

農地法第18条第6項の規定による届出について

議長（上村会長）

日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（山之内副参事）

議案書の3ページをご覧ください。

日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、今月は15件、40筆、31,163.00㎡の届出がありました。主な解約の理由は、第三者と貸借するための他、整理番号5番の土地の交換については、日程第4議案第3号農用地利用集積計画の決定についてで所有権移転及び利用権設定がなされる土地となります。その他耕作できないためとの理由がありました。詳細については、事前配付のとおりとなります。説明は以上です。

議長（上村会長）

報告第1号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特になければ、報告第1号につきましては、報告のとおりといたします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（星野係長）

議案書の7ページをご覧ください。

日程第3報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、今月は24件受理し、受理通知を送付いたしました。既に賃借権の設定、認定農業者等への貸し付けがされている農地があります。相続人は市外の方もおりますが、今後も市内の方により継続して耕作されていくものと思います。

なお、2番と15番は、相続登記の遅れにより司法書士から届け出のあったものです。22番は遺産分割調停に時間を要したことから、これについても司法書士から届け出のあったものです。説明は以上となります。

議長（上村会長）

報告第2号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

それでは、特にないようですので報告第2号につきましては、事務局の報告のとおりといたします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議長（上村会長）

日程第4議案第1号農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（桑原主任）

議案書の9ページをご覧ください。

日程第4議案第1号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、今月の申請は2件です。

なお、整理番号2番は議事参与の制限がありますので、最初に整理番号1番を説明いたします。

整理番号1	申請地	*****	畑	172 m ²
	農地区分	第一種農地		
	権利種別	所有権移転	売買	

譲渡人	*****
譲受人	*****
申請概要	一般住宅敷地の拡張
転用目的	一般住宅敷地
判断理由	住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるため

申請地は**地内の農地です。譲受人は現在申請地に隣接する借家に居住しておりますが、この度借家と土地の売買の話がまとまり、申請地を住宅用敷地として利用するため申請があったものです。なお、本件は事前に行うべき農地転用許可申請を失念し、既に申請地の一部を利用しているため、始末書が提出され、追認の案件となっております。

議 長（上村会長）

議案第1号整理番号1番について、事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

桑原正文委員

整理番号1番ですが、これについては11月22日に**さんと連絡をとって現地を確認してもらいました。**さんの今住んでいる土地がこの譲渡人の親御さんの土地だったんですけど、両親が亡くなって、そのところに**さんが住居を考えたということでありまして、**さんは住所が**にありますので、こちらのほうにはもう来る予定がないということで**さんに自宅の裏の畑を譲って住宅と一体利用するということでもあります。

議 長（上村会長）

整理番号1番につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。議案第1号整理番号1番につきまして、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしとして、許可することといたします。

事務局（桑原主任）

続いて、整理番号2番は議事参与の制限により、櫻井信夫委員には退席いただきます。

（櫻井信夫委員退席）

整理番号2	申請地	*****	田	319 m ²
	農地区分	第三種農地		
	権利種別	所有権移転	売買	
	譲渡人	*****		
	譲受人	*****		
	申請概要	コンビニエンスストア建設地造成		
	転用目的	コンビニエンスストア店舗及び駐車場敷地		

判断理由 水道管、下水道管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であり、かつ、申請地から概ね500m以内に2つ以上の教育施設（*****及び*****）があるため

申請地は**地内の農地です。譲受人は不動産等を営んでおり、敷地が狭い**地内のコンビニエンスストアの移転候補地を探しておりましたが、申請地を含む敷地が移転候補地となりました。この度、申請地一体を取得してコンビニエンスストア敷地として貸し付けるため申請があったものです。なお、本件は事前に行うべき農地転用許可申請を失念し、既に申請地の一部を利用しているため、始末書が提出され、追認の案件となっております。

議長（上村会長）

整理番号2番につきまして、事務局の説明に続いて、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

星美喜雄委員

整理番号2番ですが、*****の土地のところ、場所はそこになりますが、この契約が正式になったということで、特に支障はないです。

議長（上村会長）

議案第1号の整理番号2番について、事務局の説明並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。議案第1号整理番号2番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第1号農地法第5条第1項の規定による許可申請についての整理番号2番について異議なしと認め、許可いたします。

（櫻井信夫委員着席）

農地法の適用を受けない事実確認の決定について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第2号農地法の適用を受けない事実確認の決定について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（山之内副参事）

議案書の11ページをご覧ください。

議案第2号農地法の適用を受けない事実確認の決定について説明させていただきます。これは、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの確認を求めるものであり、いわゆる非農地証明となります。今月は1件、1筆、447.00㎡で

す。

整理番号 1	申請地	*****	田	447 m ²
	新地目	原野		
	申請者	*****		
	非農地の原因	昭和年月日不詳より耕作放棄地となり 40 年以上耕作されておらず農地として復元することが困難なため		

以上、現地の状況から変更に変更に同意できるものと考えます。説明は以上です。

議 長（上村会長）

議案第 2 号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

それでは、特になしですので、議案第 2 号農地法の適用を受けない事実確認の決定についての整理番号 1 番について、報告のとおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定することといたします。

農用地利用集積計画の決定について

議 長（上村会長）

日程第 4 議案第 3 号農用地利用集積計画の決定について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（山之内副参事）

議案書の 13 ページをご覧ください。

議案第 3 号農用地利用集積計画の決定について説明いたします。これは、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画の決定を求めるものです。

利用権（設定）	件数	79 件
	筆数	287 筆
	面積	238,555.00 m ²

所有権移転	件数	3 件
	筆数	5 筆
	面積	3,320.00 m ²

利用権設定の詳細につきましては、事前配付のとおりとなります。

次に、所有権移転につきまして、29 ページをご覧ください。

整理番号1 所有権を移転する農用地 * * * * * 田ほか1筆
合計 1,433 m²
所有権を移転する者 * * * * *
所有権の移転を受ける者 * * * * *
所有権移転 交換

次の整理番号2番との交換となります。

整理番号2 所有権を移転する農用地 * * * * * 田ほか1筆
合計 1,215 m²
所有権を移転する者 * * * * *
所有権の移転を受ける者 * * * * *
所有権移転 交換

前の整理番号1番との交換となります。

整理番号2番につきましては、利用権設定の20ページ、整理番号37番に* * * * *から新潟県農林公社への利用権設定がなされております。通常、農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条において、譲受人が自ら耕作することが要件とされておりますが、同条第3項第2号ただし書きで「農地所有的確法人の組合員、社員又は株主が当該農地所有的確法人に当該土地について利用権の設定等を行うため、利用権の設定等を受ける場合は、この限りでない」とされており、新潟県農林公社については、これに準ずる取り扱いとなることによります。なお、配分計画での借受人は農業組合法人あぐり東中となっております。

整理番号3 所有権を移転する農用地 * * * * * 田 672 m²
所有権を移転する者 * * * * *
所有権の移転を受ける者 * * * * *
所有権移転 売買 対価 200,000 円

以上、農用地利用集積計画の利用権設定及び所有権移転につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を全て満たしているものと考えます。説明は以上です。

議長（上村会長）

議案第3号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。議案第3号農用地利用集積計画の決定については事務局の説明のとおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定することといたします。

その他

特になし

議長（上村会長）

本日報告並びに議案全ての事項は、これをもって終了いたします。大変ありがとうございました。

(時刻は 15 時 30 分)

上記会議の内容は、令和 3 年度第 8 回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ないことを認め、署名する。

令和 年 月 日

魚沼市農業委員会

議席番号 番

議席番号 番
